

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第98号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

児童相談所	相談課	相談措置係長 保護係長
	支援課	心理支援係長 里親養育支援係長

を

」

「

児童相談所	企画調整課	企画調整係長 保護係長
	相談支援第一課	相談係長 心理支援係長
	相談支援第二課	相談係長 里親養育支援係長 心理支援係長

に、

」

「

支援係長 相談判定係長

を

支援係長

に、

」

」

「

発達相談課長 診療課長	庶務係長 支援係長 相談判定係長
	相談係長 心理支援係長 里親養育支援係長

を

」

「

総務課長 発達相談課長 診療課長	庶務係長 支援係長
相談支援課	相談係長 里親養育支援 係長 心理支援係長

に改め、同条第3項中「支

」

援課及び第二児童相談所」を「相談支援第一課、相談支援第二課及び相談支援課」に改め、「担当課長補佐又は」を削り、同条第4項中「副院長」の右に「又は担当部長」を加え、同条第5項中「及び第二児童相談所」及び「課長補佐、担当課長補佐又は」を削り、同条第6項中「及び」を「、」に、「の課並びに」を「及び」に改め、「第二児童相談所」の右に「の課」を加え、同条第7項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第8項中「第二児童相談所」を「相談支援課」に改め、同条第9項中「第二児童相談所」を「相談支援課」に、「支援課」を「相談支援第一課及び相談支援第二課」に改め、同条第10項中「担当課長」を「担当部長及び担当課長」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 相談支援第一課心理支援係長及び相談支援第二課心理支援係長は、その職にある間、辞令を用いることなく、発達相談課の職員に兼職されたものとみなす。

11 相談支援課心理支援係長は、その職にある間、辞令を用いることなく、支所（第二児童相談所を除く。）の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第4項を削り、同条第5項中「担当課長（第二児童福祉センター発達相談課長）」を「担当部長、担当課長（支所発達相談課長）」に改め、「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、担当部長が置かれている場合は、副院長に事故があるときは、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、センター総務課長、所長（第二児童相談所長を除く。）又は第二児童福祉センター長がその職務を代理する。

第3条第2項中「総務課長」を「センター総務課長」に改め、「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第3項及び第4項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第5項中「庶務係長、担当課長（第二児童相談所に置く担当課長を除く。）」を「支所総務課長」

に改め、同条第6項を次のように改める。

6 支所総務課長に事故があるときは、主管事務につき、庶務係長又は担当課長がその職務を代理し、庶務係長又は担当課長に事故があるときは、主管事務につき、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第3条第7項本文中「課長補佐、担当課長補佐」を「課長がその職務を代理し、課長に事故があるときは、主管事務につき」に改め、同項ただし書中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第4条第1項中「課及び発達障害者支援センターの分掌する」を「課(支所の課を除く。)及び発達障害者支援センターの分掌する」に改め、同項児童相談所の款相談課の項中「相談課」を「企画調整課」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同款支援課の項中「支援課」を「相談支援第一課及び相談支援第二課」に改め、同項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童に関する相談の受付に関する事。ただし、発達相談所の所管に属するものを除く。

第4条第2項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同項に次の1款を加える。

## 第二児童相談所

### 相談支援課

(1) 前項児童相談所の款企画調整課の項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる事務に関する事。

(2) 前項児童相談所の款相談支援第一課及び相談支援第二課の項に掲げる事務に関する事。

第5条中「担当課長、担当課長補佐」を「担当部長、担当課長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)